

(令和3年4月1日時点)

## 大月市民会館の再開における感染拡大予防ガイドライン

市民会館をご利用する方は、令和3年4月1日から当面の間、以下のガイドラインに従い、マナーを守って正しくご利用ください。

### 【3 密の回避】

#### ①換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ・ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）に準じた「機械式換気」または「窓の開放による換気」（30分に1回、5分程度の窓を全開にするなどの方法による必要換気量の確保）を実施する。

#### ②施設内の混雑緩和（「密集」の回避）

- ・利用人数の制限により混雑度を管理する。
- ・長時間の利用の制限（利用後は、ロビー等にとどまらず速やかに退館）
- ・入退出時や集合場所等で人ととの十分な間隔を確保する。

#### ③人ととの距離の確保（「密接」の回避）

- ・最低1m（マスク着用の無い場合は2m）の対人距離を確保する。
- ・一人あたり3m<sup>2</sup>の専有面積を確保する。
- ・対面着座しないなど、机・イスの等の配置位置を配慮する。
- ・受付窓口を透明スクリーンで遮蔽する。
- ・使用料の現金の受け渡しは、コイントレーを使用する。
- ・近距離での会話や発声を避ける。

### 【その他の感染防止対策】

#### ④マスクの着用

- ・マスク着用について、職員が遵守するとともに、利用者にも着用要請する。

#### ⑤手洗い・手指消毒

- ・1階及び2階出入口へアルコール消毒液を設置し、手指消毒を促す。
- ・職員は、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などに必ず手指を消毒又は、手洗いを実施する。

## ⑥咳エチケットや手洗いの注意喚起

- ・咳エチケットや手洗いの掲示を行い、注意喚起を徹底する。

## ⑦体調チェック

- ・職員に対して、業務開始前に検温・体調確認を行う。発熱や軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合には出勤を停止する。
- ・利用者に対して、発熱や軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないように呼びかけるとともに、上記の症状がある場合は、施設利用を控えていただく。

## ⑧トイレの衛生管理

- ・不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は定期的に清拭消毒する。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

## ⑨休憩スペースのリスク軽減

- ・不特定多数が使用するベンチ・ソファーの利用人数制限の処置をする。

## ⑩喫煙スペースの使用制限

- ・屋外の喫煙スペースは、密にならないように距離を確保する。

## ⑪清掃・消毒

- ・館内の他人と共に用する部分を定期的に清拭消毒する。また、利用者が利用した机・椅子等を隨時、清拭消毒するとともに各施設の十分な換気を行う。
- ・館内のゴミ箱は撤去し、利用者はゴミを原則、全て持ち帰る。

## ⑫利用者に対する利用制限等

- ・利用団体の代表者は、利用者全員の氏名、連絡先及び着座位置を把握する。また、接触確認アプリ（COCOA）の利用を呼びかける。
- ・利用者は、新型コロナウイルス感染防止対策に係る行政機関の調査に協力する。
- ・利用者は、近距離での人との接触を伴う活動は行わない。
- ・利用者は、利用者同士が大声で会話しないよう注意する。
- ・利用者は、利用施設内へのお茶等のペットボトルの持ち込みをしない。
- ・利用者は、パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない。
- ・施設ごとの利用制限は、個別に指示をする。

⑬チェックリストの作成、確認

- ・施設管理者は、この感染拡大予防ガイドラインに基づくチェックリストを作成し、毎日の確認を行う。また、施設利用者は、利用団体へのお願ひに署名し、感染拡大予防に努める。

※利用再開後も新型コロナウイルス感染症の発生状況や、国・県の対応状況によって、改めて貸出中止や追加的な利用制限を行う。